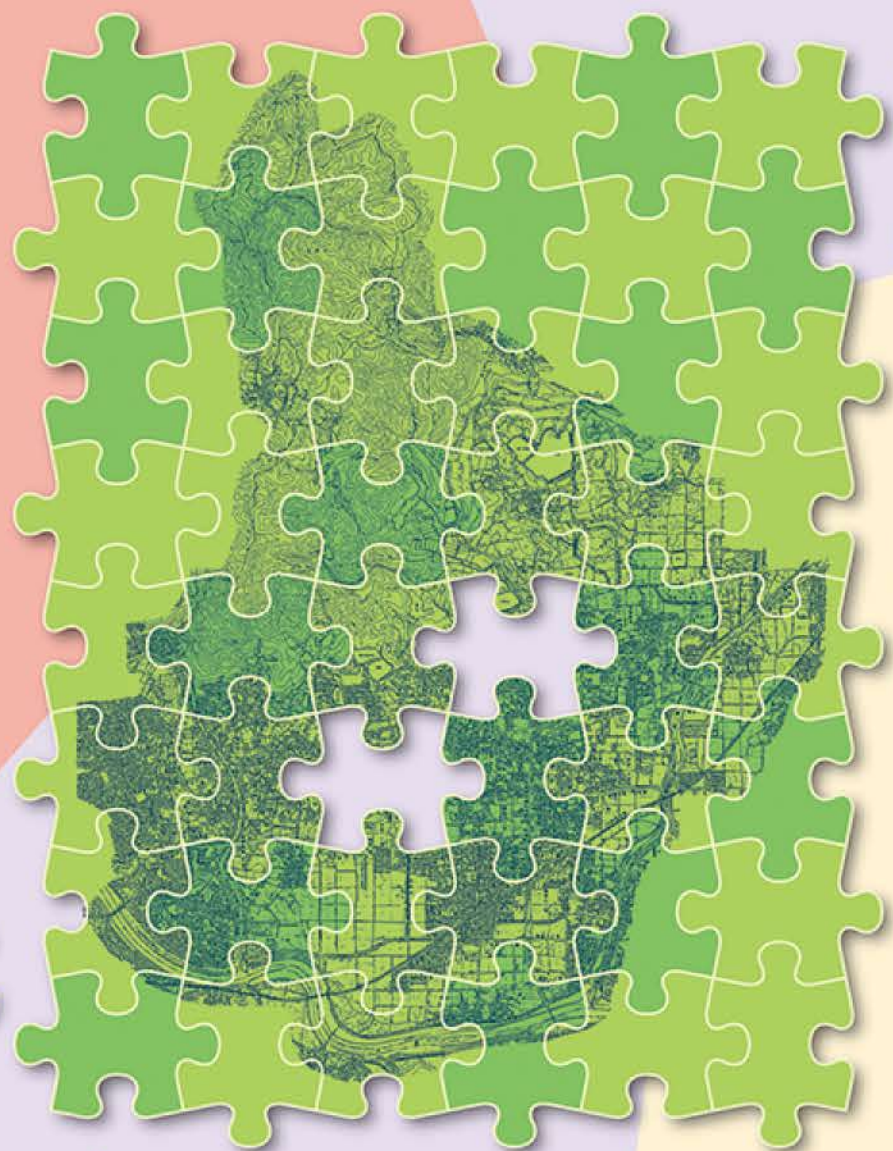


斑鳩町都市計画 マスタープラン

斑鳩町の都市計画に関する基本的な方針

2021▶2030

概要版



「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩

令和3(2021)年3月
斑鳩町

都市計画マスタープランとは

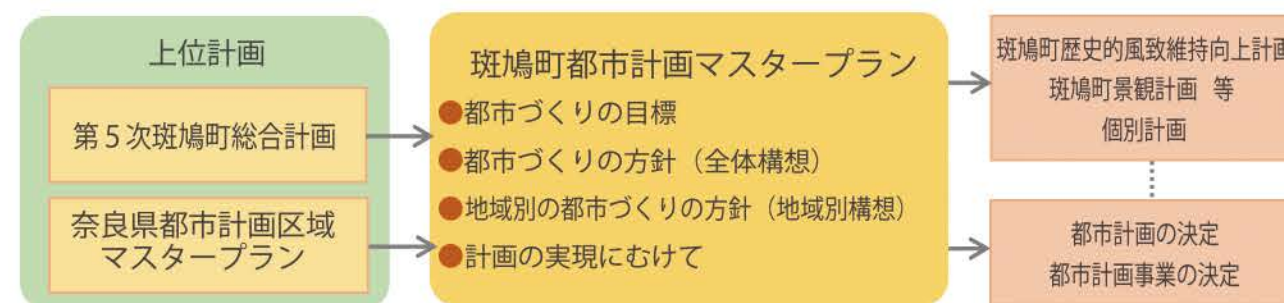
都市計画マスタープランは、「都市計画に関する基本的な方針」として都市計画法に位置づけられているもので、将来の見通しを勘案したうえで、持続的な発展が可能なまちをめざし、これからの斑鳩町のまちづくりの総合的な指針となるものです。

■ 計画の期間

計画の期間は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

なお、社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。

■ 計画の位置づけ



都市づくりの目標

都市の将来像の実現にむけ、本町が持つ豊かな歴史的・文化的資源や自然環境、良好な景観を生かし、次の3つを都市づくりの目標として掲げます。

住民、事業者、行政が互いに協働してまちづくりをすすめることにより、子どもから高齢者まで安全・安心、快適に暮らせ、活力とにぎわいのあるまちをめざします。

都市の将来像

「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩

都市づくりの目標

自然と共に生きる安全・安心で
環境にやさしいまち

斑鳩らしい景観と
コンパクトで質の高い
都市機能を備えたまち

悠久の歴史と文化を守り、
魅力に満ちた活力あるまち

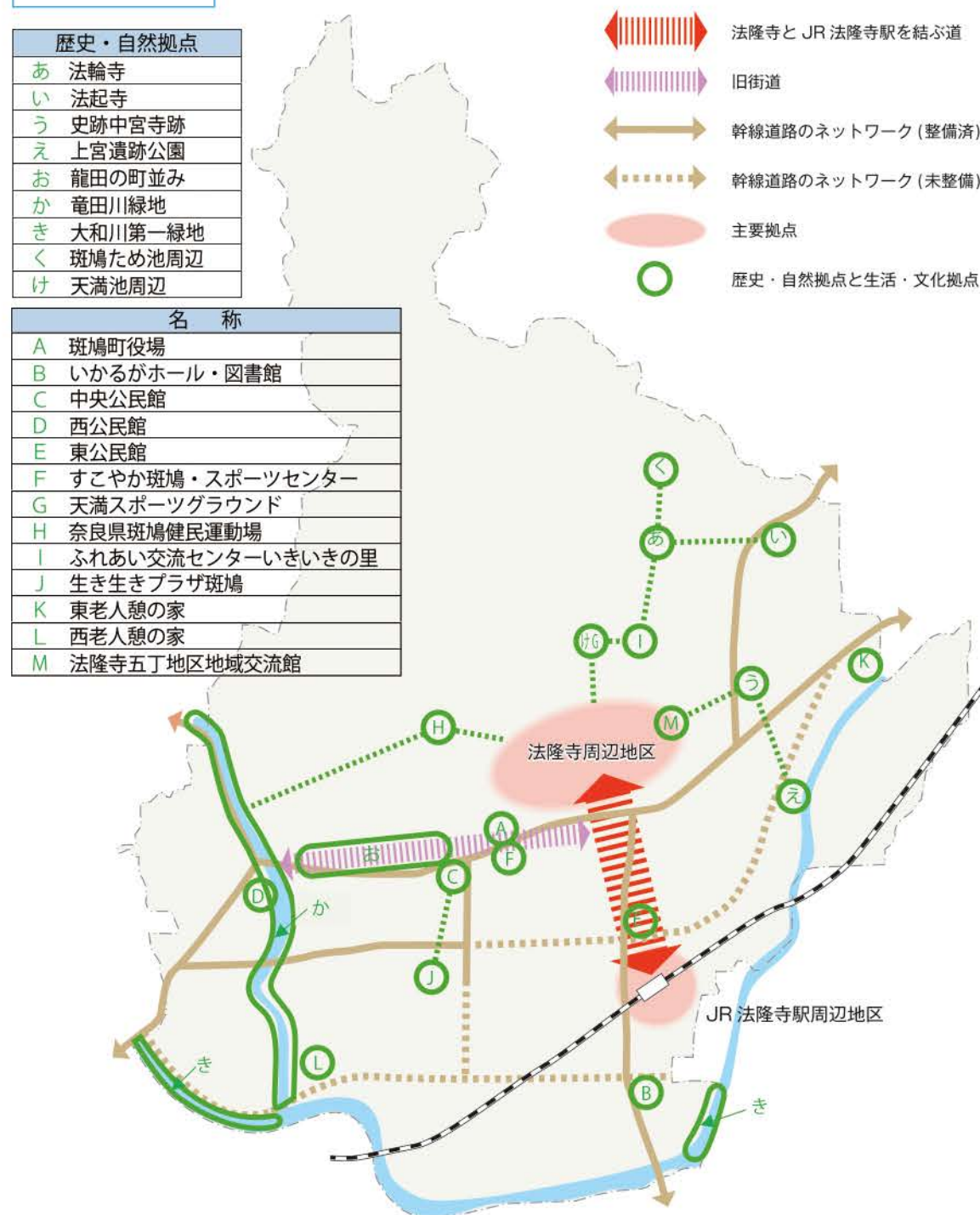
■ 将来展望人口

目標年次である令和12（2030）年度における本町の将来人口は、第5次斑鳩町総合計画と同じく、24,800人と想定します。（平成27（2015）年10月現在27,303人）

■ 都市構造

将来の望ましい都市機能の配置として、「多様で魅力ある拠点」と「拠点を結ぶネットワーク」を設定し、都市構造の充実をめざします。なお、「多様で魅力ある拠点」は、「主要拠点」「歴史・自然拠点」、「生活・文化拠点」に区分し定めます。

都市構造図



計画の実現にむけて

重点的な施策

本計画の実現にむけて、次の3つの施策を重点的な施策と位置づけて取り組みます。

多様で魅力ある拠点の機能強化

「主要拠点」、「歴史・自然拠点」、「生活・文化拠点」それぞれの機能強化をはかります。

道路ネットワークの形成

都市計画道路の整備を計画的にすすめるとともに、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道づくりをすすめます。

斑鳩の里の総合的な景観形成

斑鳩町景観計画、斑鳩町歴史的風致維持向上計画等に即し、住民・事業者・行政が協働して、総合的な景観の保全・創出に取り組みます。

協働のまちづくりの推進

住民主体のまちづくりを実現するために、本町（行政）は、情報発信や人材育成、住民主体の計画づくりへの支援を実施していきます。



推進方策

本計画の実現にむけて、効果的に施策を実施できる体制を整えます。

- ・関連する分野別計画の一体的な推進
- ・全庁横断的な連携
- ・進行管理の推進
- ・周辺自治体や関係機関との連携
- ・制度活用による計画推進

■ 発行/斑鳩町 令和3（2021）年3月

〒636-0198 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号

TEL 0745-74-1001 FAX 0745-74-1011

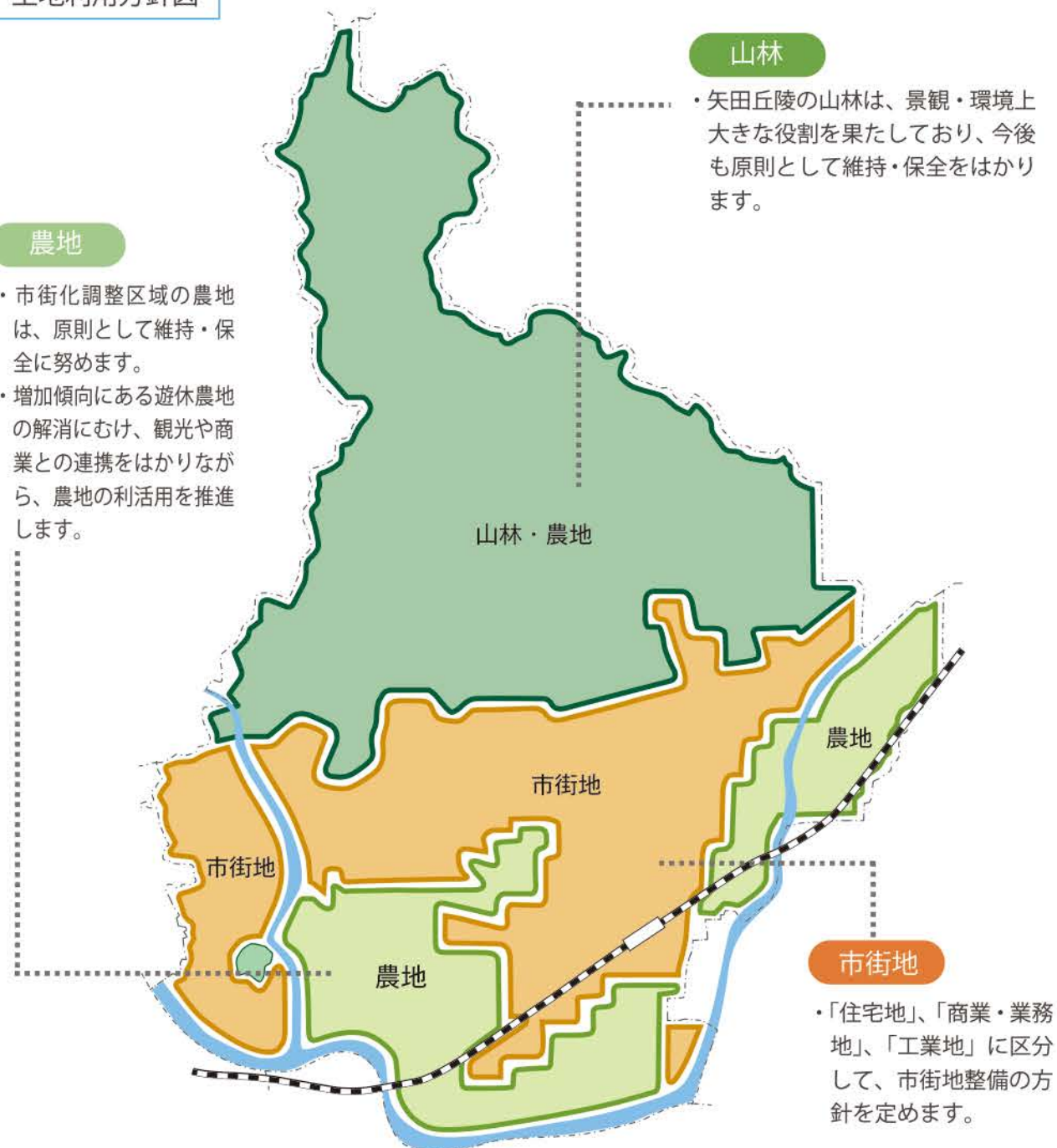
ホームページ <http://www.town.ikaruga.nara.jp>

都市づくりの方針(全体構想)

1. 土地利用の方針

- 斑鳩らしい景観の保全とゆとりある住環境の形成をはかるため、低層主体の低密度な土地利用を基調とします。
- 山林、農地、市街地の調和のとれた現状の土地利用を、原則として維持することを土地利用計画の基本とします。

土地利用方針図



2. 市街地整備の方針

① 住宅地

- 定住性が高く、斑鳩らしい景観と調和したゆとりある住環境の形成をはかるとともに、防災空間の確保に努めます。
- 市街化区域内の低未利用地については、小規模な住宅開発であっても良好な住環境づくりに努めます。
- 住宅地の活力低下を防ぐため、空き家の活用など、良好な住環境づくりに努めます。
- 伝統的住宅地の町並み・集落景観を守りながら、防災機能を高め、住環境の向上をはかります。



② 商業・業務地

- 幹線道路沿道や法隆寺周辺地区、JR法隆寺駅周辺地区を中心に商業・業務施設の集積をはかります。
- 法隆寺周辺地区については、特別用途地区の活用やまちあるき観光の振興により商業施設の立地誘導をはかります。
- JR法隆寺駅周辺整備などの進捗にともない、県と連携し、都市計画の見直しなど多様な市街地整備の手法を検討し、計画的な立地誘導をはかります。
- 既存商店街は、それぞれの地域特性を生かした商店街の活性化をすすめ、近隣の商業地との共存をはかります。

③ 工業地

- 新しい工業立地は、原則として準工業地域内に限定します。
- 既存の工業地については、周辺の景観や生活環境との調和をはかります。

3. 道路・交通体系整備の方針

- 車、自転車、歩行者が、安全で快適に通行できるよう道路等の都市基盤の整備をすすめます。
- 道路・交通空間は、斑鳩らしい景観を楽しみ、憩いを感じられる空間形成をはかることにより、ゆとりと豊かさを実感できるものとします。
- 都市の防災性を高める役割を重視するとともに、誰もが安心して通行できるよう、バリアフリー化など道路環境の整備に取り組みます。
- 法隆寺とJR法隆寺駅をつなぐ道は、観光客等をもてなすのにふさわしい景観の形成に取り組みます。



